

地域枠と地元出身者の定着割合

平成28年11月15日 第3回 新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会 資料2

- 地域枠の入学者よりも、地元出身者（大学と出身地が同じ都道府県の者）の方が、臨床研修修了後、大学と同じ都道府県に勤務する割合が高い（78%）。

地域枠*：地域医療等に従事する明確な意思をもった学生の選抜枠であり、奨学金の有無を問わない。

		臨床研修修了後に勤務する都道府県				
		A県		A県以外		
		人数	割合	人数	割合	
地域枠	地域枠で入学（大学A県）	348	68%	167	32%	
	地域枠ではない（大学A県）	5625	51%	5359	49%	
出身地	出身地A県	大学A県	3101	78%	872	22%
	出身地B県	大学A県	2926	38%	4685	62%

- 地域枠の入学者であるかどうかによらず、地元出身者（大学と出身地が同じ都道府県の者）の方が、臨床研修修了後、大学と同じ都道府県に勤務する割合が高い。

			臨床研修修了後に勤務する都道府県			
			A県		A県以外	
			人数	割合	人数	割合
地域枠で入学	出身地A県	大学A県	282	85%	49	15%
	出身地B県	大学A県	63	35%	116	65%
地域枠ではない	出身地A県	大学A県	2766	77%	810	23%
	出身地B県	大学A県	2810	39%	4479	61%

※1 出身地又は大学が海外の場合及び当該項目について無回答の場合は除外。

※2 出身地：高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県。

※3 A県は任意の都道府県。B県はA県以外の都道府県。

出典：臨床研修修了者アンケート調査（平成27・28年）厚生労働省調べ

(別添)

出身都道府県で臨床研修を行ったときの定着割合

- 出身地の大学に進学し、その後、同じ都道府県で臨床研修を行った場合、臨床研修終了後、出身地の都道府県で勤務する割合が最も高い（90%）。出身地以外の大学に進学した場合であっても、臨床研修を出身地と同じ都道府県で実施した場合、臨床研修修了後、出身地の都道府県で勤務する割合は高い（79%）。
- 出身地の大学に進学しても、臨床研修を別の都道府県で行うと、臨床研修終了後、出身地で勤務する割合は低い（36%）。

			臨床研修修了後に勤務する都道府県			
			A県		A県以外	
出身地	大学	臨床研修	人数	割合	人数	割合
A県	A県	A県	2776	90%	304	10%
A県	A県	B県	321	36%	567	64%
A県	B県	A県	2001	79%	543	21%
A県	B県	C県	474	9%	4578	91%

<参考>

			臨床研修修了後に勤務する都道府県			
			A県		A県以外	
出身地	大学	臨床研修	人数	割合	人数	割合
B県	A県	A県	2347	79%	617	21%

※1 出身地又は大学が海外の場合及び当該項目について無回答の場合は除外。

出典：臨床研修修了者アンケート調査（平成27・28年）

※2 出身地：高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県。

厚生労働省調べ

※3 A県は任意の都道府県。B県、C県はA県以外の都道府県。（C県はB県と一致する場合も含む）

要件1 千葉県出身者に限ること

○千葉県出身者の定義について、従来のふるさと医師支援コースの定義を参考に、具体的な内容を今後決定していく。
○平成29年7月31日に厚生労働省より、「地域枠の入学生は、原則として、地元出身者に限定」との通知があった。

【ふるさと医師支援コースの定義】

- 1 県内住所を有する者
- 2 大学入学に伴い転居し、転居前1年間県内に住所を有した者
- 3 県内高等学校出身者
- 4 2親等以内親族が県内住所を有する者

【参考1】大学の地元への定着率（全国）

出身地	大学	臨床研修	臨床研修終了後 A県就業割合
A県	A県	A県	90%
B県	A県	A県	79%

出展：厚生労働省調べ：臨床研修修了者アンケート調査H27・28年度
県外出身者でも大学所在地に就業する割合は8割程度

【参考2】

- 全国における地域枠の充足率（平成28年度実績）
入学前選抜：89%
入学後選抜：63%
- 全国における入学後選抜の実施状況
全制度の15% 全定数の8%

出展：（一社）全国医学部長病院長会議：平成28年度
地域枠入学制度と地域医療支援センターの実情に関する調査報告

(地域枠及びキャリア形成プログラムについて)

ア 大学所在都道府県の出身者が、臨床研修修了後、その都道府県に定着する割合が高いことを踏まえ、地域枠の入学生は、原則として、地元出身者に限定 (注1)。特に、修学資金貸与事業における就業義務年限については、対象者間のバラつきを全国で是正するため、同様の枠組みである自治医科大学と同程度の就業義務年限 (貸与期間の 1.5 倍) とし、これを前提としてイに規定するキャリア形成プログラムを策定

イ 地域枠医師の増加等に対応し、医師のキャリア形成が確保された医師確保が進められるよう、以下の点に留意して、キャリア形成プログラムを必ず策定 (注2)

- ・ 医師のキャリア形成に関する知見を得ることや、重複派遣を防止するなど医師確保の観点から大学 (医学部・附属病院) による医師派遣と整合的な医師派遣を実施することができるよう、キャリア形成プログラムを策定する際には、大学 (医学部・附属病院) と十分連携すること。

- ・ 大学所在都道府県における臨床研修修了者は、臨床研修修了後、大学所在都道府県に定着する割合が高いことから、原則として、大学所在都道府県において臨床研修を受けることとするよう、キャリア形成プログラムに位置づけること。 (注3)

- ・ 医師が不足する地域や診療科における医師を確保するという医学部定員の暫定増の本来の趣旨に鑑み、キャリア形成プログラムにおいて、勤務地や診療科を限定すること。

- ・ 特段の理由なく、特定の開設主体に派遣先が偏らないようなキャリア形成プログラムとすること。

- ・ 出産、育児、家族の介護の場合や、事前に想定できないやむを得ない特段の事情が生じた場合には、キャリア形成プログラムの内容の変更等について、柔軟に対応できるようにすること。

(注1) 地域医療介護総合確保基金を活用して、都道府県が学生に奨学金を貸与している地域枠 (他の都道府県に所在する大学医学部に設置された地域枠を含む。) については、原則として、地域枠を設置している都道府県の地元出身者に限定すること。また、その他の地域枠に関しても、地域枠の趣旨に鑑み、他の地域枠医師の定着策を講じている場合を除いては、地域枠を設置している都道府県の地元出身者に限定することが望ましいこと。

(注2) キャリア形成プログラム：主に地域枠医師を対象に、地域医療に従事する医師のキャリア形成上の不安解消、医師不足地域・診療科の解消を目的として、都道府県 (地域医療支援センター等) が主体となり策定された医師の就業プログラム。地域医療介護総合確保基金を活用して、都道府県が学生に奨学金を貸与している地域枠については、必ずキャリア形成プログラムを策定することとするが、その他の地域枠や地域枠以外の医師についても、地域医療への興味・関心をより一層高め、そのキャリアと地域医療に配慮された医師派遣が行われるよう、都道府県が策定したキャリア形成プログラムの活用等がなされるよう検討すること。

(注3) 他の都道府県に所在する大学医学部に設置された地域枠については、出身都道府県以外の大学に進学した場合であっても、臨床研修を出身都道府県で実施した場合、臨床研修修了後、出身都道府県に定着する割合が高いことから、原則として、出身都道府県において臨床研修を受けることとするよう、キャリア形成プログラムに位置づけること。

要件2 千葉県内の臨床研修に参加すること（1）

○ マッチングの結果、県内臨床研修病院にマッチしなかった場合についても、直近3年間の充足状況から、2次募集による受け入れが見込まれる。

【修学資金受給者の臨床研修の状況（県内・県外）】

年度	県内（人）	県外（人）	県外割合（％）
平成25年度	1		
平成26年度	3		
平成27年度	6	2	25.0%
平成28年度	13	3	18.8%
合計	23	5	17.9%

（医療整備課調べ）

県外で臨床研修を実施している理由

○ 勤務を希望する病院が県外であったため

※県内で臨床研修を実施できない特段の理由はない。

【過去3年間の全県の充足状況※受入可能数の確認】

平成28年度 （平成29年度研修開始）				平成27年度 （平成28年度研修開始）				平成26年度 （平成27年度研修開始）			
募集 定員	マッチ 者数	空き	定員 充足率	募集 定員	マッチ 者数	空き	定員 充足率	募集 定員	マッチ 者数	空き	定員 充足率
461	393	68	85.2%	452	399	53	88.3%	441	358	83	81.2%

（医師臨床研修マッチング協議会HPでの公表結果から集計）

要件2 千葉県内の臨床研修に参加すること(2)

【県内の臨床研修病院一覧(37病院)】

平成29年4月1日現在

独立行政法人国立病院機構千葉医療センター

千葉大学医学部附属病院

千葉県立病院群(千葉県がんセンター)

千葉市立青葉病院

千葉市立海浜病院

医療法人社団誠馨会千葉メディカルセンター

医療法人社団誠馨会千葉中央メディカルセンター

社会福祉法人恩賜財団済生会千葉県済生会習志野病院

医療法人社団愛友会津田沼中央総合病院

医療法人社団保健会谷津保健病院

東京女子医科大学附属八千代医療センター

船橋市立医療センター

医療法人沖縄徳洲会千葉徳洲会病院

独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院

社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会船橋二和病院

独立行政法人国立国際医療研究センター国府台病院

東京歯科大学市川総合病院

順天堂大学医学部附属浦安病院

東京ベイ・浦安市川医療センター

行徳総合病院

国保松戸市立病院

社会医療法人社団木下会千葉西総合病院

医療法人社団誠馨会新東京病院

医療法人財団明理会新松戸中央総合病院

医療法人社団蛍水会名戸ヶ谷病院

東京慈恵会医科大学附属柏病院

医療法人財団東京勤労者医療会東葛病院

医療法人社団圭春会小張総合病院

成田赤十字病院

聖隷佐倉市民病院

東邦大学医療センター佐倉病院

日本医科大学千葉北総病院

総合病院国保旭中央病院

医療法人鉄蕉会亀田総合病院

国保直営総合病院君津中央病院

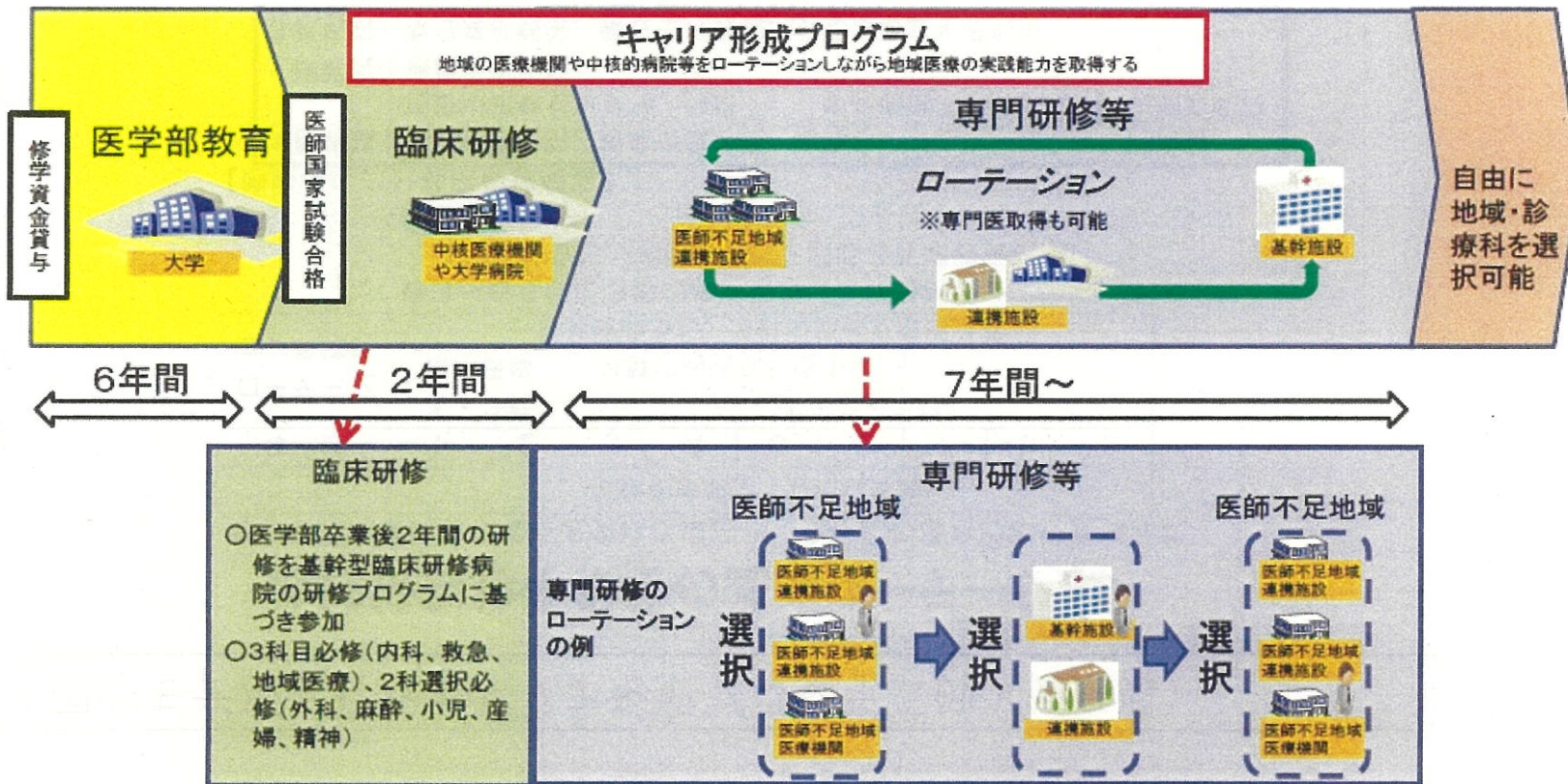
独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院

帝京大学医ちば総合医療センター

要件3 「キャリア形成プログラム」に参加すること（1）

専門医の取得等キャリア形成に支障が出ないように、医療機関群の設定、医療機関群ごとの就業期間、配慮事項等を決定していく。

イメージ図



出典：医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会（第10回）資料抜粋

要件3 「キャリア形成プログラム」に参加すること（2）

国がモデルとしたキャリア形成プログラム例（徳島県）

地域特別卒業者の基本ローテーション

●6年間修学資金の貸与を受けた場合 → 9年間の場合の業務従事期間

年 数	業務従事期間（最長9年間）								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
ローテーション病院群	1・2群		1・2・3群						
	臨床研修		3群の病院を最低1年						
	9年間のうち、3群の病院を最低3年								

※3～6年目に3群の病院を最低1年勤務かつ
9年間のうち、3群の病院を最低3年間勤務。

【徳島県内の公的医療機関等】

1群病院：県立中央病院、徳島市民病院、徳島赤十字病院、徳島県岐門病院、
吉野川医療センター、阿南 中央病院、阿南共栄病院、阿波病院
2群病院：徳島大学病院
3群病院：県立海部病院、県立三好病院、つるぎ町立半田病院

- ・業務を最長で3年間中断し、国内外での留学・研修等が可能
- ・下記条件を満たし、知事が特別に認めた場合はさらに4年間の中断が可能
 - ①自身の医学的知識・能力の向上に役立つ進学等であること
 - ②加算期間中の研修計画等県が別に定める様式を提出すること
 - ③最低1年間の3群勤務をしていること

出典：医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会（第10回）資料抜粋

要件3 「キャリア形成プログラム」に参加すること（3）

【国が求めているキャリア形成プログラムの条件】

プログラムは、

- ・プログラム全体の就業義務年限
 - ・就業先となる地域や医療機関の規模等ごとにグループ化された医療機関群（具体的な地域や医療機関名を含む。）
 - ・医療機関群ごとの就業期間
 - ・取得可能な専門医等の資格や習得可能な知識・技術（上部消化管内視鏡等）
 - ・出産・子育て期間は就業義務年限を中断することができる等の配慮事項
- など必要な情報が明示され、明示された選択肢の中から対象者が具体的な就業先等を選択できるものとする。

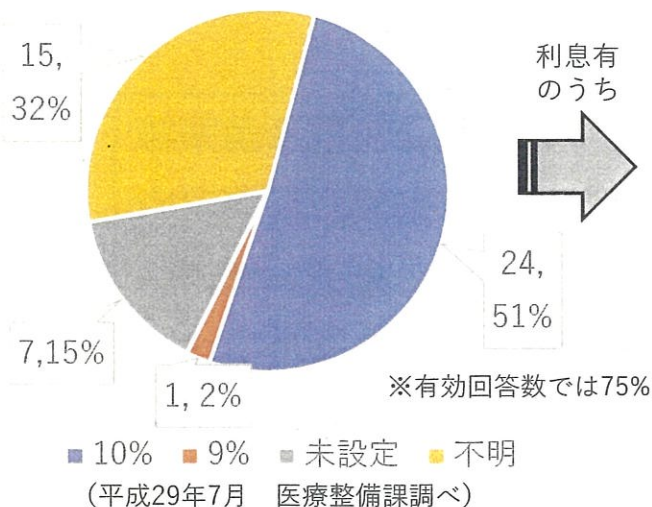
出典：平成29年2月14日付け 厚生労働省通知より抜粋

第52回社会保障審議会医療部会（平成29年7月20日）等国の審議会において、地域枠医師の増加等を踏まえ、特段の理由なく、特定の開設主体に派遣先が偏らないようなキャリア形成プログラムとすることについて、議論がされている。

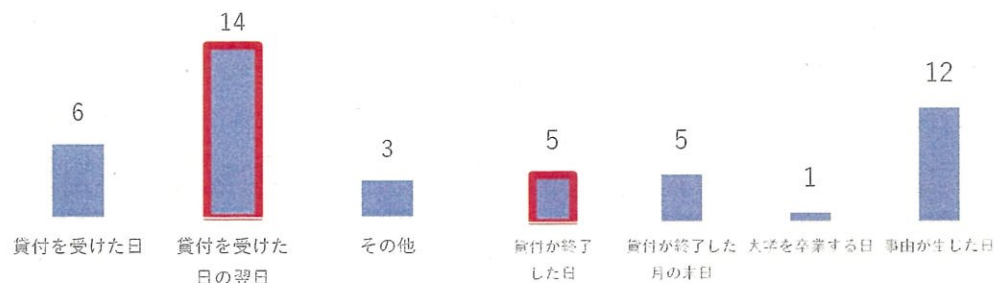
要件4 適切な金利を設定すること

- 都道府県の医師修学資金制度における金利（利息）は、10%が最も多い（24都道府県）。
- 起算日は、最も設定が多い「貸付を受けた日の翌日」とし、末日は、最も影響が少ない「貸付が終了した日」とする。

都道府県における利息設定状況



起算日



末日

〈参考〉自治医科大学医学部修学資金貸与規定
 利息：年10%
 起算：貸与を受けた日
 末日：卒業の日

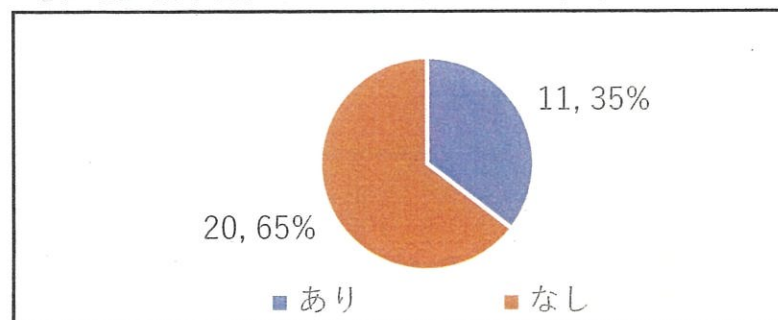
【試算条件】

- 利率：10%
- 起算：貸付を受けた日の翌日
- 末日：貸付が終了した日

想定

(月額15万円で1年次から6年次まで貸付けした場合)
 貸付金額総額 = 10,800,000円 利息金額 = 約3,192,000円
 返還額合計 = 13,992,000円

【参考】就業期間に応じた部分免除（※）の有無



※ 例：部分免除額 = 貸与額 × (勤務期間 / 義務年限)
 (平成29年7月 医療整備課調べ)